別記様式第１号（第４条関係）

　　 令和　　年　　月　　日

小平市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（申込者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

小平市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出申込書

飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行うために捕獲器の貸出しを受けたいので、
小平市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出要綱第４条第１項の規定に基づき、以下の
事項について同意及び確認の上、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用場所 | 小平市 |
| 貸出期間 | 　令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日 まで |
| 同意事項 | 同意欄 |
| １　捕獲器は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う目的以外では使用しないこと。 | □ |
| ２　捕獲器の設置は、設置する土地を管理する者の承諾を得ていること。 | □ |
| ３　捕獲器の適正な管理に努め、トラブル等が発生した場合は、責任を持って対応すること。 | □ |
| ４　捕獲器の設置に必要な備品等の費用は、申込者が負担すること。 | □ |
| ５　本来の使用目的以外に捕獲器を使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は捕獲器を改造しないこと。 | □ |
| ６　捕獲器を破損し、汚損し、若しくは紛失し、又はその形状を変更したときは、申込者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償すること。 | □ |
| ７　捕獲器の使用後は、洗浄し、及び消毒をした上で返却すること。 | □ |
| 確認事項 | 確認欄 |
| １　猫をみだりに殺し、又は傷つける行為は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）で禁止されています（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金）。 | □ |
| ２　猫をみだりに、身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加える等の虐待をすることは、法で禁止されています（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）。 | □ |
| ３　猫を遺棄することは、法で禁止されています（１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金）。 | □ |